

第2回 横須賀市景観審議会

議事録（抄）

第2回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成17年(2005年)9月6日(火) 14:00 から 16:30
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎3階 第2・3会議室
- 3 議 案 (1)平成16年度横須賀市景観審議会専門部会審議案件の報告(非公開)
(2)景観法の活用について(公開)
・景観条例改正案について
・景観計画案について
- 4 出席者
- | 委員 | 事務局職員 |
|------------|------------------|
| ・大橋 加菜 委員 | ・景観推進課長 長島 洋 |
| ・加藤 隆夫 委員 | ・景観推進課主査 平井 毅 |
| ・鈴木 かほる 委員 | ・景観推進課技術吏員 土屋 文代 |
| ・鈴木 伸治 委員 | |
| ・田口 敦子 委員 | |
| ・中村 良夫 委員 | |
| ・二本柳 英治 委員 | |
| ・吉田 慎悟 委員 | |
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事要旨 次のとおり

○審議会開催前に都市部長の鈴木より審議会委員に挨拶があった。

○中村委員長

それではただ今から、横須賀市景観審議会を開会する。

本題に入る前に運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名する。前例にならない名簿の順番であると、小林部会長と鈴木かほる委員となるが、小林部会長が本日欠席なので、鈴木かほる委員と鈴木伸治委員を指名する。

次に会議の成立について、事務局より報告をして欲しい。

○事務局（平井）

横須賀市景観審議会規則第3条第2項による会議の成立については、当審議会委員9名のうち現在8名が出席なので、会議は成立していることを報告する。

（議事1については非公開）

○中村委員長

では、議事2の景観法の活用についてを議題とする。景観条例の改正案と景観計画案について、合わせて事務局から説明させる。

○事務局（平井）資料2～7

資料2（土地利用調整関連条例整備の中での景観条例の体系的位置付けの説明、
土地利用調整関連条例整備に伴う景観条例改正の説明）

資料3（景観法の概要について説明）

資料4（景観法の活用について説明）

資料5（景観条例改正案イメージの説明）

資料6（横須賀市景観計画案の説明）

資料7（景観条例改正と景観計画策定のスケジュール案の説明）

○中村委員長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問、ご意見をどうぞ。

○加藤委員

電柱や電線は景観重要公共施設になるのか。電線が景観に影響すると思うが。

○事務局（長島）

電柱電線は道路上の占用物件であり公共施設ではないが、景観法では景観計画に道路を景観重要公共施設として位置付けることにより無電柱化の促進は図れることになっている。

○中村委員長

この議案については専門部会を通っているので、専門部会委員から意見をどうぞ。

○吉田委員

ここに景観計画として書かれている内容は必要なことと考えている。しかし、もう少し進めて、景観地区を定めていかないとマンション計画などには効果が十分ではない。

○中村委員長

無電柱化については、景観計画に書かないのか。

○事務局（長島）

今回の景観計画には書かないつもりである。とりあえず、景観計画を策定することで法を運用する準備をして、徐々に必要な事項を書き加えていくつもりであり、無電柱化についても後の作業となる。

○田口委員

景観地区と地区計画はどういう関係になっているのか。また、景観審議会と都市計画審議会との関係はどうなっているのか。

○事務局（長島）

景観地区と地区計画の大きな違いは、景観地区では用途制限ができないということである。

また、景観計画策定時の都市計画審議会の役割は、都市計画法上の整合を見ることで、景観審議会の役割は、景観の観点から中身を見ることと事務局では考えている。

都市計画審議会は、日本全国どこにでも必ずある。それに対し、自主条例設置の景観審議会は自治体によってはない場合もある。そのために、景観法では都市計画審議会からの意見を聞くことを義務付け、景観審議会には言及していないのではないかと考えている。

○中村委員長

両審議会で、内容がリンクしているが、意見のずれが生じる恐れがある。景観審議会の意見を伝えるためにも、都市計画審議会のメンバーに景観審議会委員に入ってもらった方が良い。連携を取る必要があるので、都市計画審議会委員長にそう伝えて欲しい。

○二本柳委員

景観条例の基本指針の屋外広告物の項目については、障害者に対する配慮を書く必要はないのか。歩道上にある看板が歩行環境を悪くしていることがある。「歩行環境並びに周辺の街並みに配慮し、」とした方が良いのではないか。

○事務局（長島）

歩道上等の営利目的の看板等については、屋外広告物条例により規制している。また、道路上の不法占用物件でもあり、道路管理者と一緒に適正化を進めている。景観条例では、景観面からの配慮事項を記載している。

○中村委員長

景観法の施行により強制力を持たせることができるものは何か。

○事務局（長島）

特定届出対象行為については、変更命令までかけられることとなる。ただし、形態意匠に関する制限についてのみの変更命令となる。高さ制限はかけられない。高さ制限をするのであれば、都市計画決定が必要な景観地区の指定ができれば可能である。

○中村委員長

勧告に従わないものを公表することができるなら、なるべく市民に告知することが必要。景観シミュレーションなどを市民に公表して、市民の関心を得ることが大切である。

建築計画等について、審議会で審議しても、建築確認申請まで間がないと事業者は意見を反映させることができない。届出の時期を検討し、指導するための期間を長くすることはできないのか。

○鈴木伸治委員

横須賀では開発許可の段階で建物の形もおよそ決まってくることが多い。景観条例だけでなく、土地利用調整関連条例の体系の中で調整を行っているはずであるが、その経過が本日の資料では見えない。上智大学の北村喜宣教授は、開発許可と景観協議を直列でつなげ、開発許可前に景観の協議を済ませる手続きとすることは違法ではないと言っている。他の制度との手続きプロセスの中で景観手続きを検討することが必要である。

○事務局（平井）

今年7月1日施行の土地利用調整関連条例体系の中では、なるべく早い段階で市の制度を事業者知らせ、協議を開始するようなシステムになっている。

○中村委員長

マンション計画などを満足いくように指導するには、都市計画法上の用途地域を変える

等の必要があるが、景観審議会にはその力はない。都市計画審議会に申し入れることはできないのか。

○事務局（長島）

なんらかの方法を考える。

○中村委員長

小田原市は景観審議会と都市計画審議会を合体させるそうである。そうしないとうまく機能しないのではないか。二つの審議会を合体させる、または都市計画審議会に景観審議会の委員を送るといようなことを市長に提言することも考えられる。

○吉田委員

都市計画審議会には今までの事例を写真で見せながら、説明をした方がわかりやすい。

○中村委員長

専門部会で市長に何をどう提言したら良いのか審議して欲しい。

○鈴木伸治委員

景観法活用のスタートは、景観計画を全市にかけることで良いとしても、今後は地域毎の基準をつくるべきである。地域毎に基準を作ることを市民にアピールしていく方法を、支援なども含めて考えておく必要がある。

○事務局（長島）

景観計画の景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針について、特に意見が欲しい。

○鈴木伸治委員

景観重要建造物の指定は、トンネルなどの構造物も対象とするつもりなのか。この書き方では建築物に限定しているように見える。

○事務局（土屋）

建築物の他に工作物も対象となるので、文言を改めることにする。

○中村委員長

景観法は、運用の仕方次第ではザル法にもなりかねない。また、法を最大利用してもまだなお乗り越えられない部分もある。しかし、できる限りのことをする必要がある。

以上で本日の議事は、すべて終了致したが、その他委員から発言はあるか。

意見がないようなので、以上で第2回横須賀市景観審議会を終了する。